

介護保険負担限度額認定申請について

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院に入所中（ショートステイ含む）の方の食費と居住費が負担軽減の対象です。

世帯全員が住民税非課税の方または、生活保護の受給者の方で以下の要件に当てはまる場合、申請により負担軽減を受けることができます。

●負担限度額認定の要件

●負担限度額（1日あたり）

令和8年8月から

利用者負担段階		預貯金等の資産状況 ※3	居住費				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室 ※2	多床室	施設 入所	短期 入所
第一段階	生活保護の受給者	資産要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	高齢福祉年金受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下			550円 (480円)			
第二段階	世帯全員が住民税非課税※1	前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円以下の方	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第三段階①		前年の合計所得金額+年金収入額が82.65万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	680円	1,030円
第三段階②		前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	1,470円	1,470円	1,470円 (980円)	530円 【430円】 ※3	1,420円	1,360円

※1 別世帯の配偶者の方が、住民税課税の場合、対象外となります。

※2 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（ ）内の金額となります。

※3 多床室のうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設・介護医療院（「その他型」もしくは「療養型」）の介護老人保健施設又は「Ⅱ型」の介護医療院における多床室（療養室の床面積が8㎡/人以上に限る）へ入所する場合は、負担限度額は530円となります。

※4 2号被保険者（40歳以上64歳以下）の場合、段階に関わらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となります。

1日あたりの施設における居住費・食費の平均的な費用（基準費用額）

- ・居住費：ユニット型個室 2,066円、ユニット型個室的多床室 1,728円
従来型個室 1,728円（特別養護老人ホームと短期入所生活介護は1,231円）
多床室 特別養護老人ホームと短期入所生活介護 915円
介護老人保健施設・介護医療院（室料を徴収する場合） 697円
介護老人保健施設・介護医療院等（室料を徴収しない場合） 437円
- ・食費：1,545円

●申請・お問い合わせ先

佐久市役所 高齢者福祉課 介護保険給付係

〒385-8501 佐久市中込 3056 電話番号 (0267) 62-3154 FAX (0267) 63-0241

※各支所健康福祉係 臼田支所(0267)82-3111、浅科支所(0267)58-2001、望月支所(0267)53-3111)でも申請いただけます。

裏面もご覧ください。

お手続きに必要なもの

- 介護保険被保険者証（申請時手元がない場合でも申請可）
- 介護保険負担限度額認定証申請書・同意書
※高齢者福祉課・各支所健康福祉係窓口で配布しているほか、佐久市ホームページでダウンロードいただくことも可能です。
- 本人とその配偶者の預貯金等の金額がわかる全ての書類（通帳、有価証券等）
※申請前にあらかじめ記帳を済ませていただき、直近2ヶ月程度までの明細、最終残高等最新の状況がわかるようにしてください。

※郵送申請をする場合には

- ①申請書に必要な事項を記入し、同意書に署名（ご夫婦の場合は2名分）をしてください。
- ②本人とその配偶者の預貯金等の金額がわかる全ての書類の写しを添付してください。
通帳については、最新の状態で記帳していただき、金融機関名、支店名、口座番号および口座名義人、直近2ヶ月程度までの明細、年金の振り込み記載、最終残高がわかるページ
- ③上記の申請書、同意書、預貯金額等の写しをご確認のうえ、佐久市高齢者福祉課まで送付ください。

結果通知

申請を受け付けた後に審査を行い、後日結果を郵送します。申請書受付から1週間から10日ほどでお送りします。（有効期間更新の方は、8月1日以降順次郵送予定です。）

負担限度額認定証到着後、入所施設やショートステイ先に、認定証を提示してください。非該当の場合も、非該当通知書を郵送いたします。

よくある質問

Q1 申請書提出日から負担軽減を受けられますか。

A1 要件を満たせば、申請した月の初日から負担軽減の対象になります。
遅くとも、軽減を受けたい月の月末までに申請してください。

Q2 資産用件で非該当となったが、今後認定は認められないのですか。

A2 資産用件が各段階に定める額を下回った時点で、改めて申請いただくことで、申請月の初日から負担軽減の対象となります。

Q3 負担限度額認定証の有効期限はいつまでですか。

A3 負担限度額認定証の有効期限は、申請月の初日から、7月末までです。
7月上旬に、既に負担限度額認定証をお持ちの方へ、更新の案内文をお送りしますので、更新を希望される場合は、改めて申請してください。要件へ該当する場合、引き続きご利用いただけます。

Q4 申請前に預貯金口座から現金をおろした場合は、どうしたらよいですか。

A4 手持ちの現金については、資産の対象となります。申請書の預貯金に関する申告項目「その他（現金・負債を含む）」に手持ちの現金額をご記入ください。申請時、窓口でも確認させていただく場合があります。ご了承ください。